

序章

新たな東京農業振興プランの策定に向けて

序 章 新たな東京農業振興プランの策定に向けて

1 新たなプラン策定の目的

都はこれまで、平成 29 年 5 月に策定した東京農業振興プラン「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」に基づいて、都民にも農業者にも魅力ある産業としての東京農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、この間、東京の農地や農家戸数は減少を続け、ウクライナ危機や為替変動、原油高などの影響を受けた農業生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

その一方で、都市農業振興に関する制度改正が行われ、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。また、都民の価値観の多様化により、自ら野菜を育てたい、子供たちに農作業を体験させたいなどの新たなニーズも生まれており、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる発揮が求められています。

前プランの策定から 5 年が経過し、将来を見据えた実効性のある農地保全や農業経営への支援が必要となっていることから、新たな東京農業振興プラン（以下「本プラン」）を策定することとしました。

2 本プランの位置付け

- 本プランは、令和 4 年 11 月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すものです。
- 本プランは、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、東京農業への理解の促進と積極的な参加・協力を促すものです。
- 本プランは、都市農業振興基本法における、東京都の地方計画¹⁾を兼ねるものです。
- 本プランは、令和 5 年度から令和 14 年度までを計画期間としていますが、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

1) 地方計画：都市農業振興基本法第 10 条で地方公共団体が策定すべきと規定されている、都市農業の振興に関する基本計画。

